

山梨県公報

第二千四百三三号

平成二十六年

三月三十一日

月 曜 日

目 次

告 示

○山梨県土地利用基本計画の変更……………一八九

○山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………一九〇

○救急病院等の認定……………一九〇

○山梨県衛生環境研究所手数料条例第二条に基づく知事の定める額を廃止する告示……………一九〇

○山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一九〇

○山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部を改正する告示……………一九二

○山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………一九三

○山梨県総合農業技術センター手数料条例別表中知事の定める額の一部改正……………一九三

○換地計画の決定……………一九三

○道路の供用開始(二件)……………一九三

○都市公園の廃止……………一九四

○収納代理金融機関の指定の一部改正……………一九四

○職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………一九四

○山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令……………一九四

○山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………一九五

○山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一九五

○山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………一九五

○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………一九六

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一九六

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………一九六

○農地中間管理機構の指定……………一九七

○国土調査の成果の認証……………一九七

○土地改良区役員の就任……………一九七

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一九七

企 業 局

○山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程……………一九八

○山梨県企業局公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程の一部を改正する規程……………一九八

○山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………一九八

○山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………一九八

○山梨県企業局議程規程の一部を改正する規程……………一九八

○山梨県企業職員給与に関する規程の一部を改正する規程……………一九九

○山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程……………一九九

○山梨県立学校授業料及び入学料の収納に関する規則及び山梨県立高等学校校則の一部を改正する規則……………一九九

○山梨県教育支援委員会規則……………二〇〇

○山梨県立宝石美術専門学校管理規則の一部を改正する規則……………二〇〇

○山梨県教育委員会委任規則等の一部を改正する規則……………二〇一

○山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………二〇四

○山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示……………二〇四

○山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令……………二〇四

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………二〇五

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇六

○山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇七

○山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇八

○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………二〇八

○寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………二〇九

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………二〇九

○山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………二〇九

○山梨県道路公社が管理する有料道路の料金の額の変更……………二一一

そ の 他

○山梨県告示第百一号……………二一一

告 示

山梨県告示第百一号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の森林地域及び農業地域の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画県民部企画課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百二号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定（平成二十三年山梨県告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

二の表に次のように加える。

五	平成二十六年三月十四日	独立行政法人国立病院機構	甲府市天神町二一番三六号
---	-------------	--------------	--------------

山梨県告示第百三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地二

二 認定期限

平成二十九年三月二十一日

山梨県告示第百四号

山梨県衛生環境研究所手数料条例第二条に基づく知事の定める額（平成二十三年山梨県告示第三百六十一号）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百五号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

1の表中「970円」を「1,000円」に、「1,330円」を「1,370円」に、「2,640円」を「2,720円」に、「280円」を「290円」に、「190円」を「200円」に、「310円」を「320円」に、「500円」を「510円」に、「3,030円」を「3,120円」に、「3,580円」を「3,680円」に、

インク	1枚	スーパーフライン専用紙A4判	30円
ジェット		同B4判	50円
トブラ		同A3判	60円
ンター		同A3ノビ判	60円
		専用光沢紙A4判	80円
		同A3判	130円
		同A3ノビ判	140円
		フットロール紙B3判	580円
		同A2判	660円
		同B2判	790円
		同A1判	910円
		同B1判	1,110円
		同A0判	1,270円
		同B0判	1,540円
		フットブラントロール紙B3判	1,280円

に、

を

		同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判	1, 440円 1, 770円 2, 030円 2, 480円 2, 860円 3, 490円
その他の 機械又 器具又 は設備	1時間	エックス線回折装置 フーリエ変換赤外分光光度計 紫外可視近赤外分光光度計	1, 620円 3, 130円 720円

インク ジェット プリン ター	1枚	スーパーファイン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 ツットロール紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判 フォトプリンントリー紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判	30円 50円 60円 60円 80円 140円 150円 600円 680円 820円 930円 1, 140円 1, 300円 1, 580円 1, 310円 1, 490円 1, 820円 2, 090円 2, 550円 2, 940円 3, 590円
--------------------------	----	--	---

とちぎ

№○ 〃〃〃〃 「1, 240円」や「1, 280円」〃〃 「2, 490円」や「2, 570円」
 〃〃 〃〃 20時間以上30時間未満 3, 740円
 〃 〃 20時間以上30時間未満 3, 850円
 〃 〃 〃 〃 「4, 990円」や「5, 140円」〃〃 「6, 360円」や「6, 540円」〃〃 「7, 610円」や「7, 830円」〃〃 「15, 930円」や「16, 390円」〃〃 「

28, 690円」や「29, 510円」〃〃

エックス線回折装置による分析
 微小領域エックス線回折装置による分析
 高エネルギー応力解析装置による分析
 エックス線回折装置によるデータ解析
 定性分析
 応力測定

エックス線回折装置による分析
 定性分析
 応力測定

析	2, 260円 33, 080円 2, 770円 4, 270円 5, 560円 7, 590円
---	---

析	2, 330円 5, 720円 7, 800円
---	-------------------------------

〃〃 「19, 260円」や「19, 810円」
 〃〃 「24, 070円」や「24, 760円」〃〃 「2, 550円」や「2, 620円」
 〃〃 「4, 070円」や「4, 190円」〃〃 「6, 240円」や「6, 420円」

」及び「8, 510円」及び「8, 750円」及び

化学試験（発光分光分析装置による分析）	1件	エッチング30分
	1件	化学試験分光光
その他の試験	1スベクトル	化学試験光度
		化学試験光度動可変

測定時間 以内 を超えた後30分毎	4, 350円 4, 350円
測定時間 を超えた後30分毎	7, 560円
測定時間 を超えた後30分毎	1, 420円
測定時間 を超えた後30分毎	350円

化学試験（発光分光分析装置による分析）	1件	エッチング30分以内
		30分を超

時間	4, 480円 4, 480円
えた後30分毎	4, 480円

」及び「10, 110円」及び「10, 400円」

「15, 340円」及び「15, 770円」及び「20, 450円」及び「21, 030円」及び「24, 990円」及び「25, 700円」及び「31, 810円」及び「32, 720円」及び「3, 000円」及び「3, 080円」及び「2, 680円」及び「2, 760円」及び「4, 350円」及び「3, 740円」及び「3, 910円」及び「4, 480円」及び「3, 850円」及び「4, 020円」及び「18, 570円」及び「19, 100円」及び「630円」及び「640円」及び「1, 660円」及び「1, 710円」及び「2, 690円」及び「2, 770円」及び「3, 720円」及び「3, 830円」及び「4, 750円」及び「4, 890円」及び「5, 780円」及び「5, 950円」及び「6, 810円」及び「7, 000円」及び「7, 840円」及び「8, 060円」及び「8, 860円」及び「9, 110円」及び「630円」及び「640円」及び「910円」及び「930円」及び「1, 930円」及び「1, 980円」及び「2, 730円」及び「2, 800円」及び「560円」及び「580円」及び「730円」及び「750円」及び「960円」及び「990円」及び「1, 130円」及び「1, 160円」及び「1, 240円」及び「1, 280円」及び「1, 480円」及び「1, 520円」及び「2, 490円」及び「2, 570円」及び「3, 740円」及び「3, 850円」及び「4, 990円」及び「5, 140円」及び「6, 360円」及び「6, 540円」及び「7, 610円」及び「7, 830円」及び「8, 860円」及び「9, 110円」及び「10, 110円」及び「10, 400円」及び「12, 490円」及び「12, 850円」及び「390円」及び「410円」及び「5, 990円」及び「2, 910円」及び「3, 000円」及び「5, 820円」及び「5, 990円」及び「11, 650円」及び「11, 980円」及び「23, 290円」及び「23, 960円」及び「46, 580円」及び「47, 910円」及び「69, 880円」及び「71, 880円」及び「93, 180円」及び「95, 850円」及び「116, 480円」及び「119, 810円」及び「139, 770円」及び「143, 760円」及び「630円」及び「640円」及び「910円」及び「930円」。

山梨県告示第百六号

山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部を改正する告示
山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程（昭和五十六年山梨県告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県告示第七十七号

山梨県農作物奨励品種の指定（昭和四十一年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一の表中	小麦	推奨品	きぬの	早生	平坦地帯及び中間地帯に適する。
	種	波	種	波	種

小麦	推奨品	きぬの	早生	平坦地帯及び中間地帯に適する。
種	波	種	波	種
同	同	ゆめか	早生	平坦地帯及び中間地帯に適する。
		おり	同	

に改める。

三の表中「KD777」を「KD777New（KE7750B）」に改める。

山梨県告示第八十八号

山梨県総合農業技術センター手数料条例別表中知事の定める額（昭和五十九年山梨県告示第八十七号）の一部を改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

表第一号中「三、七八〇円」を「三、八八〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇七〇円」に、「三、一五〇円」を「三、三四〇円」に、「六、六一〇円」を「六、八〇〇円」に改め、同表第二号中「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「五、三五〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表第三号中「一、一五〇円」を「一、一八〇円」に、「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、六二〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、二五〇円」を「三、三四〇円」に、「四、〇九〇円」を「四、二一〇円」に、「四、五一〇円」を「四、六四〇円」に改め、同表第四号中「一、三六〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、〇五〇円」に、「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七五〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、一五〇円」に、「二七、一九〇円」を「二七、九七〇円」に改める。

山梨県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（日之城地区第二工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
- 平成二十六年四月一日から同年四月二十八日まで
- 三 縦覧場所
- 葑崎市役所
- 四 異議申立期間
- 平成二十六年四月二十九日から同年五月十三日まで

山梨県告示第一百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市高根町五町田字神明一五〇番の一地先から北杜市高根町五町田字口ヶ坪一六九一番の二地先まで	五五・九年三月三十一日	平成二十六年三月三十一日

山梨県告示第百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府精進湖線	甲府市下小河原町字相の原三八番の一地先から甲府市小瀬町字北屋敷三九五番の六地先まで	四八五・〇	平成二十六年三月三十一日

山梨県告示第百一十二号

次のとおり都市公園を廃止するので、山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)第二十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

名称	位置	廃止に係る区域	廃止年月日
----	----	---------	-------

山梨県釜無川スポーツ公園	甲斐市西八幡	次の図面のとおり	平成二十六年四月一日
--------------	--------	----------	------------

(「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百一十三号

収納代理金融機関の指定(平成二十年山梨県告示第四百二十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

表中「税外収入」の下に「並びに県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料」を加える。

訓令

山梨県訓令第一号

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令
職員の駐在に関する規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を削り、六の項を四の項とし、七の項から二十二の項までを二項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

本出先機関 庁

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明
山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令
山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項」を「次項及び次条」に、「以下」を「第十二条を除き、以下」に改め、同条第二項中「協議しなければ」を「協議し、その承認を得なければ」に改め、同条第三項中「全庁的かつ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（情報システムの調達の協議）
第四条の二 業務所管部長は、前条第二項の規定により承認を得た情報システムの調達をしようとするときは、別に定めるところにより、企画県民部長に協議し、その承認を得なければならない。
第十八条第三項中「企画県民部長」を「企画県民部次長」に改める。

附則
この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中「環境科学研究所」を「富士山科学研究所」に改める。

附則
この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 出先機関
労働委員会事務局

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明
山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令
山梨県職員勤務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「環境科学研究所長」を「富士山科学研究所長」に、「環境科学研究所の」を「富士山科学研究所の」に改め、同部局長の款中「次長」の下に「、技監」を、「、主幹」の下に「、政策企画監」を加える。

附則
この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内正明
山梨県公印規程の一部を改正する訓令
山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十九号中「環境科学研究所」を「富士山科学研究所」に改める。
第十一条に次の一項を加える。

5 課長又は出先機関の所長は、印刷刷込用紙を印刷する場合において、前三項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、私学文書課長が適当と認める方法によることができる。

別表出先機関の長印の項中
山梨県〇〇事務所（場、学校）長印
を
山梨県〇〇事務所（場、学校等）長印
に改め、同表出

先機関の事務局長印の項中
山梨県環境科学研究所副所長印
を
山梨県富士山科学研究所副所長印
に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

本 庁
出 先 機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中 「生涯学習文化課」 「生文」 「国文祭」

「児童家庭課」 「児」 「子育て支援課」 「子」 「産業支援課」 「産支」 「産集」 「成長地域産業集積課」 「産集」

産業創造課 成産 「道路整備課」 「道整」 「道推」

産業振興課 地産 「都市計画課」 「都計」 「都市計画課」 「都計」 「監指」 「高道推」

「都市計画課」 「都計」 「都市計画課」 「都計」 「監指」 「高道推」

指 「監指」 「高道推」 「高道推」 「高道推」

別表第一の2の表中 「総合理工学研究機構」 「総理研」 「富士山科学研究所」 「富研」

「富士・東部林務環境事務所」 「富東林環」 「富士・東部林務環境事務所」 「富東林環」

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人旧福嶋屋土蔵を守る会

2 代表者の氏名 小池 郁哉

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町勝沼三千百三十三番地

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、地域の歴史・文化・伝統の保存・管理・継等に関する事業、地域の活性化を目的としたイベント等の企画・開催に関する事業を行い、地域の歴史や文化等の振興及び地域の活性化を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年三月二十日から平成二十六年五月十九日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。
平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社富士 の国ビジネス サポート	デイサービス きららく庵	山梨県甲州市住吉三 丁目二十四番十八号	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六 年二月一日
ふうがヘルス ケア株式会社	機能訓練型デ イサービス起 楽ふうが甲府 九番地	山梨県中巨摩郡昭和 町清水新居二百七十 九番地	介護予防通所介 護 通所介護	同

株式会社やさしい手甲府	西昭和	やさしい手グループホーム こうふ西	山梨県甲府市上石田一丁目二十六番一号	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	同
株式会社アンジュエトワル	甲府東事業所	山梨県甲府市横根町千百七十一番地二	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十六年二月十六日	

● 農地中間管理機構の指定

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第四条の規定により、次のとおり農地中間管理機構を指定した。

平成二十六年三月三十一日

- 一 指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所
公益財団法人山梨県農業振興公社 山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号
- 二 農地中間管理事業を行う事務所の所在地
山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号
- 三 農地中間管理事業の開始の日
平成二十六年四月一日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年三月三十一日

- 一 調査を行った者の名称
山梨県知事 横内 正 明
- 二 調査を行った時期
大月市 平成十八年五月二十九日から平成十九年十月九日まで
身延町 平成二十一年四月十六日から平成二十二年九月七日まで

- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
大月市梁川町塩瀬の一部
身延町寺沢の一部
- 五 認証年月日
平成二十六年三月二十四日

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内 正 明

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	望月清賢	山梨市南一四〇一番地	平成二十六年三月十七日
理事	土屋菊雄	甲州市塩山三日市場 三三四二番地	平成二十六年三月十七日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年三月三十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
昭和田清水新居字屋敷前九四六の三、九四九の五、九五〇の一、九五一の一及び道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域

道路 水路 次を図のとおり

（「次を図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都調布市佐須町四丁目三十三番地三 有限会社喜友商事 代表取締役 御手洗 喜好

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 安 藤 輝 雄
山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「企業理事又は」を削り、同条第二項中「、企業理事」を削る。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 安 藤 輝 雄

山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程の一部を改正する規程

山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程（平成二十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

「第二順位 企業局企業理事」を「第二順位 企業局次長」に改める。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 安 藤 輝 雄
山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号、第二号及び第六号中「、企業理事」を削り、同表第十三号中「金額」を「金額が」に、「、三千万円以上五千万円未満」を「五千万円以上一億円未満、工事に係る測量、試験及び設計の委託にあつては二千万円以上四千万円未満」に改める。
別表第四第六号中「金額五百万円」を「金額が五百万円未満」に、「、三千万円」未満」を「五千万円未満、工事に係る測量、試験及び設計の委託にあつては二千万円未満」に改める。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 安 藤 輝 雄
山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「三千万円」を「五千万円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。
第四条の見出しを「（発電総合制御所長等への委任）」に改め、同条中「事務は、」の下に「発電総合制御所長」を加える。同条第一号中「カーボンリング及びカーボンブラシ購入」を「カーボンブラシ、弱点ピン及び蓄電池触媒栓の購入」に改める。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 安 藤 輝 雄

山梨県企業局議程の一部を改正する規程

山梨県企業局議程（昭和五十三年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、企業理事」を削る。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県企業職員との給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 安 藤 輝 雄

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三局本庁の項中 「企業理事 企画調整主幹」を「企画調整主幹」に改める。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 安 藤 輝 雄

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程

山梨県営石和温泉給湯規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を削る。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県立学校授業料及び入学料の収納に関する規則及び山梨県立高等学校学則の一部

を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 杉 原 廣

山梨県立学校授業料及び入学料の収納に関する規則及び山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

（山梨県立学校授業料及び入学料の収納に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県立学校授業料及び入学料の収納に関する規則（昭和三十五年山梨県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「現金」を「口座振替の方法又は現金」に改める。

（山梨県立高等学校学則の一部改正）

第二条 山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日等でない日を納期限とする。

第二十五条第三項を次のように改める。

3 高等学校（全日制の課程に限る。）に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（第三十九条において「受給権者」という。）を除く。）が当該高等学校に在学する年度の四月一日から起算して二十四日を超えない範囲内において条例第二条第四項の規定により教育委員会が指定する日までに同法第四条の認定の申請（第三十九条において「認定申請」という。）をしたときは、第一項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月から六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。

第二十五条に次の一項を加える。

5 天災その他特別の事情により就学困難と認められる生徒及び留学を許可された生徒に対しては、条例の定めるところにより授業料を減免することがある。

第三十九条中「同時に」の下に「（当該申込みを行う時までに認定申請をした者及び当該申込みを行う時に受給権者である者にあつては、条例第二条第四項の規定により教育委員会が指定する日までに）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条による改正後の山梨県立高等学校学則第二十五条及び第三十九条の改正規定は、この規則の施行の日以後に入学する者について適用し、同日前から在学している者に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育支援委員会規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 杉 原 廣

山梨県教育支援委員会規則

山梨県障害児適正就学推進委員会規則（昭和四十八年教育委員会規則第四号）の全部を改正する。

(設置)

第一条 障害のある幼児、児童及び生徒（次条において「障害のある子ども」という。）の就学等に関する決定を行う市町村教育委員会等に対する指導及び助言の効果的な実施を図るため、山梨県教育委員会に、山梨県教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 支援委員会は、教育長の求めに応じ、障害のある子どもものの就学及び転学についての効果的な指導及び助言の実施に資する情報を提供する。

(組織)

第三条 支援委員会は、委員十人以内をもって組織する。

(会長等)

第四条 支援委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は指名する。

一 学識経験のある者

二 関係行政機関の職員

三 関係教育機関の職員

(委員の任期等)

第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議等)

第七条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、医学、心理学、教育学等の専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第八条 支援委員会の庶務は、教育庁新しい学校づくり推進室において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(廃止)

2 山梨県障害児適正就学推進委員会規則（昭和四十八年山梨県教育委員会規則第四号）は、平成二十六年三月三十一日をもって廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の山梨県障害児適正就学推進委員会規則（以下この項において「旧規則」という。）に規定する山梨県障害児適正就学推進委員会の委員である者の任期は、旧規則第五条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立宝石美術専門学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 杉 原 廣

山梨県立宝石美術専門学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立宝石美術専門学校管理規則（昭和五十五年山梨県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

県立考古博物館	県立博物館	県立美術館	
県立考古博物館事務職員	県立博物館事務職員	県立美術館事務職員	県立図書館技術職員
館長、副館長、次長、課長、 参事、主幹、副主幹、主査、副主 査 主任 学芸員 教育主事 主事 専門員	館長、副館長、学芸幹、課長、参 事、主幹、副主幹、主査、副主査 主任 学芸員 教育主事 主事 司書 専門員	館長、副館長、学芸幹、課長、 参事、主幹、副主幹、主査、副主 査 主任 学芸員 教育主事 主事 専門員	技師 専門員

別表第二(第一条関係)

県立文学館	県立文学館事務職員	県立文学館技術職員	県立学校	県立学校事務職員	県立学校技術職員	県立学校事務職員	県立学校技術職員
館長、副館長、学芸幹、課長、 参事、主幹、副主幹、主査、副主 査 主任 学芸員 教育主事 主事 司書 専門員	館長、副館長、学芸幹、課長、 参事、主幹、副主幹、主査、副主 査 主任 学芸員 教育主事 主事 司書 専門員	技師 専門員	技師 専門員	事務長、事務次長 副主幹 主査 副主査 主任 主事 司書 専門員	主任栄養士、栄養士、専門員	事務長、事務次長 副主幹 主査 副主査 主任 主事 司書 専門員	主任栄養士、栄養士、専門員

各 機 関	職
県教育委員会事務局	主任技術員、技術員、主任技能員、技能員、主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、専門員
県立図書館	主任技術員、技術員、主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、専門員
県立美術館	主任技能員、技能員、主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、専門員
県立博物館	主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、専門員
県立考古博物館	主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、専門員
県立文学館	主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、専門員
県総合教育センター	主任技術員、技術員、主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、専門員
県立学校	主任技術員、技術員、主任技能員、技能員、主任文書事務員、文書事務員、主任業務員、業務員、専門員

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第三条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び技能員」を「、技能員及び専門員」に改める。

第六条第一項中「及び技能員」を「、技能員及び専門員」に改める。

(山梨県立考古博物館処務規程の一部改正)

第四条 山梨県立考古博物館処務規程(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「重要又は異例と認められることについては、この限りでない。」を「事案が重要又は異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めるときは、事前に上司の指示を受けなければならない。」に改め、同項第一号から第四号までを削り、同項第五号を同項第一号とし、同項中第六号を削り、第七号を第二号とし、同項第八号を削り、第九号を第三号とする。

第十五条を第十六条とし、第九条から第十四号までを一条ずつ繰り下げる。

第八条を第九条とし、同条中「重要又は異例と認められることについては、この限りでない。」を「事案が重要又は異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めるときは、事前に上司の指示を受けなければならない。」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 山梨県事務決裁規則第五条第一項の規定による出先次長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く)。

同条第二号から第五号までを削り、第一号の次に次の一号を加える。

二 その他前号に準ずる事項に関する事。

第七条の次に次の一条を加える。

(副館長の専決)

第八条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、事案が重要又は異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めるときは、事前に上司の指示を受けなければならない。

一 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)第五条第一項の規定による所長の共通専決事項に相当する事項(他に定めのある場合を除く)。

二 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号。以下「博物館条例」という。)の規定による次の事項

イ 博物館条例第六条第一項の規定による観覧の承認に関する事。

ロ 博物館条例第七条の規定による観覧料の還付に関する事。

ハ 博物館条例第八条の規定による観覧料の免除に関する事。

ニ 博物館条例第九条の規定による利用の制限に関する事。

三 その他前各号に準ずる事項に関する事。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第五条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十四号中「特例民法法人及び」を削る。

第八条に次の一号を加える。

十九 山梨県いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
第九条に次の一号を加える。

十八 山梨県立学校いじめ問題対策委員会に関すること。
第十一条第十五号中「及び釜無川スポーツ公園等」を削る。

第十三条第十七号中「山梨県障害児適正就学推進委員会」を「山梨県教育支援委員会」に改める。

第十九条第一項中「資料普及課」を「史跡資料活用課」に改め、同条第四項中「資料普及課」を「史跡資料活用課」に改める。

第二十四条第二号中「及び主事」を「主事及び専門員」に改め、同条第三号中「及び技師」を「技師及び専門員」に改め、同条第四号中「及び業務員」を「業務員及び専門員」に改める。

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)
第六条 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「副館長等」を「副館長」に改め、「及び山梨県立文学館設置及び管理条例第四条の規定による副館長並びに山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条の規定による次長をいう。」を「山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条及び山梨県立文学館設置及び管理条例第四条の規定による副館長をいう。」に改める。

第十条中「副館長等」を「副館長」に改める。

附則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 第五条の改正規定の施行の際現に次の表の上覧に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

考古博物館資料普及課	考古博物館史跡資料活用課
------------	--------------

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 杉原廣

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。
4 免許法附則第十九項の規定による検定を願ひ出る者に係る教育職員免許状授与等(検定)願に添付する実務に関する証明書の様式については、第四条第一項第三号の規定にかかわらず、教育委員会が定める様式によるものとする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会告示第二号
山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県教育委員会
委員長 杉原廣

山梨県教育委員会公印規程(昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号)の一部を次のように改正する。

別表中「県立博物館及び」を「県立博物館、県立考古博物館及び」に改める。

附則
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般	教育 事 務 所	埋蔵文化財センター	県 立 函 書 館	県 立 美 術 館	県 立 博 物 館	県 立 考 古 博 物 館	県 立 文 学 館	県 立 学 校
---------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------------	-----------	---------

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県教育委員会
委員長 杉原 廣

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令
山梨県教育委員会公印管理規程（昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び県立文学館を除く。」にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館」を「、県立考古博物館及び県立文学館を除く。」にあつてはその長、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 石川 善一

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二職員採用上級試験の部中「警察事務」を「警察行政」に、「事務」を「行政」

政事務」に、

総合土木	主として土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
------	---

土木	主として土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職
農業土木	主として農業土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職

改め、同表職員採用初級試験の部中

警察事務	県警察の各機関に勤務し、主として一般事務に従事する職
------	----------------------------

要とする業務に従事することを職務とする職

警察行政	県警察の各機関に勤務し、主として一般事務に従事する職
------	----------------------------

察の機関において政事務に従事することを職務とする

に改め、同表民間企業等職務経験者職員採用試験の部中

行政職務	民間企業等職務経験者職員採用試験の対象となる業務に従事することを職務とする職
------	--

員採用上級試験における行政の試験職の対象となる業務に従事することを職務とする職

教養試験	人物試験Ⅰ
人物試験Ⅱ	論文試験
資格調査	

行政	職員採用上級試験における行政の試験職の対象となる業務に従事することを職務とする職	教養試験 人物試験Ⅰ 人物試験Ⅱ 論文試験 資格調査
土木	主として土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	教養試験 専門試験（五選択） 人物試験Ⅰ 人物試験Ⅱ 論文試験 資格調査
農業土木	主として農業土木に関する知識・技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	資格調査

することを職務とする職

肢

に改める。

別表第四民間企業等職務経験者職員採用試験の項受験資格の欄を次のように改める。

試験の公告の日の属する年度の前年度の三月三十一日現在で民間企業等における職務経験を五年以上有するもの

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように改める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 石川善一

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一研究職給料表の項中「衛生環境研究所、環境科学研究所」を「富士山科学研究所、衛生環境研究所」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「廃棄物対策指導監」を「廃棄物対策指導

監 監 監
に、「国文祭推進監」を「保存整備監」に改め、同部総合理工学研究機構の項の次に次のように加える。

富士山科学研究所	副 所 長	三種（人事委員会が認める者にあつては、一種又は二種、研究職給料表の適用を受ける者にあつては五種）
	特別研究員	六種
	研究管理幹	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）

別表第十二知事の事務部局の部総合県税事務所の項中「徴収部長」を「滞納整理部長

に、

課税・管理部長 自動車税部長	五種
-------------------	----

を

課税・管理部長 自動車税部長 副滞納整理部長	五種 七種
------------------------------	----------

に改め、同部育

精福祉センターの項中

次 長	七種（人事委員会が認めるものにあつては六種）
福祉指導幹	七種

を「次長 七種（人事委員会が認めるものにあつては六種）」に改め、同部

衛生環境研究所の項中「総括技術管理幹」を「総括技術管理幹 研究管理幹」に改め、同部環境科学

研究所の項を削り、同部中北農務事務所の項中「営農支援幹」を「担い手対策幹」に改

め、同部峡東農務事務所の項中

次長 六種

を

次長 六種
担い手対策幹 七種（人事委

員会が認める者にあつては六種）」

に改め、同部峡南農務事務所の項中「次長」を

次長 担い手対策幹」に改め、同部富士・東部農務事務所の項中「営農支援幹」を「担い手対策幹」に改める。

別表第十二教育委員会の部考古博物館の項中

館長 四種（人事委員会が認める）
副館長 六種

者にあつては三種）」

を「副館長 五種（人事委員会が認めるものにあつては四種

に改める。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中

参事 四種

を

参 次長（総務室及び

部に置く次長に限る。）

三種（人事委員会が認める者にあつては二種）

事 四種

課 長 五種（人事委員会が認める者にあつては四種）

科学捜査研究所長 五種

課 科学捜査

研究所長 長 五種（人事委員会が認める者にあつては四種）」

に、「庁舎整備室長」

を「庁舎整備室長 監査室長」に、「会計調査官 犯罪被害者支援室長」を「犯罪被害者支援室長」に、「生活安全対策室長」を「生活安全対策室長」に改める。

空整備官」を「許認可管理室長」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第八中 「上野原市小学校和見分校」 上野原市和見
西原小学校 を「西原小学校
上野原市西原」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中

課 高速道路交通警察隊長	長	五種（人事委員会が認める者にあつ
機 動 捜 査 隊 長 交 通 機 動 隊 長 機 動 隊 長 警 務 調 査 官	長	五種

ては四種

を

課 機 動 捜 査 隊 長 交 通 機 動 隊 長 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長 機 動 隊 長	長	五種（人事委員会が認める者にあつては
---	---	--------------------

四種

「子どもと女性の安全を守る対策室長
に、サイバー犯罪対策室長を「航空隊長」に、「犯罪捜査
航 空 隊 長」

支援室長」を「検 視 指 導 室 長 に、「災害対策室長」を「危機管理室長」に、
犯罪捜査指導支援室長」

「広報官」を「広 報 官 に、「公安委員会補佐官 を「警務調査官」に、
総務調査官」に、 会 計 管 理 者」を「地域
地 域 生 活 安 全 指 導 官

指 導 官 「生活安全調査官 に、「刑事指導官 を「広域捜査官」に、
全捜査指導官 を「刑事調査官」に、 広 域 捜 査 官」を「知能
知 能 交 通 指 導 官

犯罪捜査指導官 「警 備 調 査 官 に、「特殊犯罪捜査対策官 を「警備調査官」に改
通 調 査 官」を「交通調査官」に、 災 害 対 策 官」

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部
を次のように改正する。

第十二条第一項中「衛生環境研究所、環境科学研究所」を「富士山科学研究所、衛生
環境研究所」に改める。

第十五条中「道路整備課」の下に、「、高速道路推進課」を加え、「、下水道課」を削

る。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「諏訪市」を削る。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表長野県の項中「諏訪市」を削る。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 石川善一

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「事業」の下に「（以下「事務等」という。）」を加え、「行うものとする」を「行うものとし、及びその事務等の実績について行政文書を作成するものとする」に改める。

第九条第四項中「文書管理主任」を「文書管理者」に改める。

第十条中「事務及び事業」を「事務等」に改める。

第十一条第二項中「往復文書のうち親展文書又は秘密文書に属する行政文書には記号の前に「親」又は「秘」の文字を、」を削る。

第十二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第十四条第一項ただし書の規定により登録しない行政文書については、この限りでない。

第十二条に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、必要なときは、番号に枝番号を付けて用いることができる。

第十三条中「紙文書」の下に「（行政文書のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の行政文書（以下「電子文書」という。）以外のものをいう。以下同じ。）」を加える。

第十四条第一項中「所属名」を「事務局名」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、文書管理者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認め、かつ、その内容が軽易である紙文書については、登録をしないことができる。

第十五条第一項中「文書等」の下に「（文書、図画及び電磁的記録をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「事務を所掌する所属」を「事務等を所掌する機関」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 文書管理担当者は、受領した文書等を直ちに当該文書の内容に係る事務等を所掌する主任者（以下「主任者」という。）に配布しなければならない。

第十五条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「收受し」を「收受したときは、收受印を押印し」に、「紙文書として登録した場合には、その登録した」を「登録された」に改め、「紙文書」を削り、「電子文書として」の下に「文書管理システムに」を加え、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第十七条の見出しを「（起案）」に改め、同条第三項第三号中「郵送」の下に「又は信書便により発送」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「及び第二十六条」を、「第二十一条及び第二十五条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条

第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主任者は、その所掌する事務等に関して意思決定を受けようとするときは、起案をしなければならぬ。

第二十一条の見出しを「(回議及び合議)」に改め、同条第一項中「起案文書」を「起案した行政文書(以下「起案文書」という。)」に改め、同条に次の五項を加える。

2 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の定めるところにより関係部課長の承認を受けることとされている起案文書については、関係する部課長に合議しなればならない。

3 第十七条第二項に規定する方法により作成された起案文書の回議又は合議は、文書管理システムを利用して行うものとする。ただし、文書管理者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認めるときは、第五項に定める方法により行うことができる。

4 前項の場合において、第十七条第三項の規定により紙文書の添付文書を起案文書に添付して行う起案文書の回議又は合議にあつては、文書管理システムを利用して行うとともに、添付文書管理票及び添付文書を回付して行うものとする。

5 紙文書である起案文書の回議又は合議は、紙文書を回付して行うものとする。

6 前二項の場合において、起案文書の内容が重要である場合又は起案文書の決裁を至急受けなければならない場合にあつては、当該起案文書を携帯し、回議又は合議を行うことができる。

第二十二条の見出しを「(同一事案における添付書類)」に改め、同条中「文書管理主任」を「文書管理者」に改める。

第二十三条第二項中「回議した」を「回議し、又は合議した」に改め、同条に次の一項を加える。

4 合議した起案が重大な修正を受けて決裁されたとき又は起案が廃案になつたときは、起案者は修正前に合議に付した者にその旨を連絡しなければならない。

第二十四条第一項中「個所」を「箇所」に、「記載」を「記載し、代決」に改め、同条第二項中「山梨県人事委員会事務局組織規則」の下に「(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第五号)」を加える。

第二十五条を削る。

第二十六条第四項第二号中「企画部情報政策課」を「企画県民部情報政策課」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第二十六条とする。

3 前項の施行において、行政文書の発信者名は、委員会委員長名(特に必要があるも

のは委員会名)を用いるものとする。ただし、官公署、団体等に対して発するもので軽易なものは事務局長名を、特に軽易な照会、回答等については次長名を用いることができる。この場合において、委員会名を用いる場合を除き、発信者名には、職氏名を表示するものとする。ただし、その内容により氏名を省略することができる。

第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条の見出しを「(電子文書の発送)」に改め、同条第二号中「企画部情報政策課長」を「企画県民部情報政策課長」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、同条を第二十八条とする。

第三十条の見出しを「(紙文書の発送)」に改め、同条第一項中「文書管理担当者は、電子文書を除く発送文書を郵便の方法により発送しなければ」を「紙文書の発送は、法令その他特別な定めがある場合を除き、郵便又は信書便により行わなければ」に改め、同条第二号中「第二十八条第三項」を「第二十七条第三項」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十九条とする。

第三十一条を第三十条とする。

第三十二条の見出し中「保存整理等」を「整理保管」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十三条の見出し中「保存期間等」を「保存」に改め、同条第七項第四号中「山梨県情報公開条例」を「情報公開条例」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「(電磁的記録の行政文書をいう。)」を削り、同項を同条第十項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第三十二条とする。

9 第一項の規定にかかわらず、文書管理主任は、常時使用する必要があると認める行政文書を必要と認める期間保存することができる。

第三十四条及び第三十五条を削る。

第三十六条中「保存期間」の下に「(延長された場合にあつては、延長後の保存期間。次条において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第三十三条とする。

2 文書管理者は、所掌する事務等の分掌が変更され委員会の事務等でなくなつたときは、速やかに当該事務等を新たに所掌する機関に、事務局において保管し、又は保存している当該事務等に関する行政文書を移管しなければならない。

第三十七条の見出し中「の手續」を削り、同条第一項中「第三十三条に規定する」を削り、「前条」を「前条第一項」に、「事務局長の決裁」を「文書管理者の承認」に改め、同条第二項中「第三十三条に規定する」を削り、「事務局長の決裁」を「文書管理者の承認」に改め、同条第三項中「事務局長の決裁」を「文書管理者の承認」に改め、「文書管理者及び」を削り、同条に次の二項を加え、同条を第三十四条とする。

4 行政文書を廃棄しようとするときは、情報公開条例第八条に定める不開示事項の漏

えい及び他に転用されるおそれのない方法により、これを処分しなければならない。
5 行政文書の廃棄は、文書管理システムに必要な事項を登録して行うものとする。
第三十八条を削る。

第三十九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号を一号ずつ繰り上げ、第十一号及び第十二号を削り、同条を第三十五条とする。

第四十条を第三十六条とする。

第四十一条第一項中「職員は」を「職員（臨時又は非常勤の職員を除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。この条及び次条において同じ。）は」に、「第四号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十二条第一項中「第五号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「次長」の下に「（事務局長及び次長にあつては事務局長）」を加え、同条を第三十八条とする。

第四十三条を第三十九条とし、第四十四条を第四十条とし、第四十五条を第四十一条とし、同条に次に次の一条を加える。

（時間外勤務等）

第四十二条 職員は、臨時又は緊急の公務を遂行するため、正規の勤務時間外又は休日における勤務を時間外勤務等命令簿により命ぜられた場合は、勤務に服さなければならぬ。

2 前項の勤務を命ぜられた職員が、疾病その他やむを得ない理由により、命令に服することができないときは、速やかに次長に届け出なければならない。

第四十六条を削る。

第四十七条第一項中「山梨県職員旅費支給規則（昭和三十三年山梨県規則第七号）の規定による旅行命令簿（以下「旅行命令簿」という。）により」を削り、同条第二項を削り、同条を第四十三条とする。

第四十八条中「職員」の下に「（事務局長は除く。）」を、「次長」の下に「（次長にあつては事務局長）」を加え、同条を第四十四条とする。

第四十九条中「直ちに次長」の下に「（事務局長及び次長にあつては事務局長）」を加え、「次長が」を「次長（事務局長及び次長の復命事項にあつては事務局長）」に改め、同条を第四十五条とする。

第五十条第一項中「事務局長」を「次長（次長にあつては事務局長）」に改め、同条を第四十六条とする。

第五十一条を第四十七条とする。

第五十二条第一項中「職務に関連した事項について証人、鑑定人等として裁判所その

他の」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人等として」に改め、同条を第四十八条とする。
第五十三条を第四十九条とする。

第五十四条第一項中「職員勤務時間条例」を「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。）

」に改め、「次長」の下に「（事務局長及び次長にあつては事務局長）」を加え、同条第二項中「次長」の下に「（事務局長及び次長にあつては事務局長）」を加え、同条第五項中「次長」の下に「（事務局長及び次長にあつては事務局長）」を加え、同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加え、同条を第五十条とする。

3 職員は、職員勤務時間条例第八条の四第一項の規定による時間外勤務代休時間の指定を受けようとするときは、その指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る月の翌月の初日以後速やかに次長に申し出なければならない。

4 前項の規定による申出があつたときは、次長は、時間外勤務代休時間指定簿により、時間外勤務代休時間の指定を別に定める日までに行うものとする。

第五十五条を第五十一条とする。

第五十六条中「新所属」を「新勤務所」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十七条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。

第五十九条中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号を一号ずつ繰り下げ、第七の次に次の一号を加え、同条を第五十五条とする。

八 時間外勤務代休時間指定簿

第六十条を第五十六条とする。

第六十一条第一項中「退室届を守衛に提出して」を削り、同条第二項を削り、同条を第五十七条とする。

第六十二条を第五十八条とし、第六十三条を第五十九条とする。

第一号様式から第三号様式までを削る。

第四号様式中「~~事務~~」を「~~事務~~」に改め、同様式を第一号様式とする。

第五号様式中「~~事務~~」を「~~事務~~」に改め、同様式を第二号様式とする。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

その他

● 山梨県道路公社公告第六号

山梨県道路公社が管理する有料道路の料金の額について変更を行うので、道路整備特

別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年三月三十一日

山梨県道路公社理事長 岩 波 輝 明

- 一 料金（通行一台一回につき）
1 富士山有料道路

料金の額	車種		
	普通車	中型車	大型車
全線	一、〇三〇円	一、七〇〇円	二、三五〇円
一部線	三一〇円	三六〇円	四六〇円

特大車		軽自動車等		軽車両等	
三、九五〇円	八二〇円	一〇〇円	七七〇円	二二〇円	三〇円

2 雁坂トンネル有料道路

料金の額	車種			
七三〇円	普通車	中型車	大型車	特大車
八八〇円	一、二〇〇円	二、〇四〇円		

軽自動車等	軽車両等
五八〇円	七〇円

二 実施年月日
平成二十六年四月一日